

（仮称）区バスの導入について

平成23年1月

熊 本 市

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ⅰ 行政区におけるバス路線の基本的な考え方・・・・・・・・	3
Ⅱ 取組状況と今後のスケジュール・・・・・・・・	8

はじめに

【これまでの経緯】

本市は平成21年3月に、バス路線網再編や利用促進策を実施することで市民にとって利便性の高いバス利用環境の構築を図るため「熊本市地域公共交通総合連携計画」を策定し、バス路線網の再編を進めている。

この計画では、既存の路線バスを補完するコミュニティバス等※¹のサービスを提供することで、採算性や効率性の問題から既存の路線バスではカバーできない公共交通不便地域を解消する必要があるとしている。

また、本市は平成24年4月の政令指定都市移行を目指しており、平成21年4月13日に熊本市行政区画等審議会からの答申を受け、更に平成21年5月31日に熊本市政令指定都市推進本部において、移行後は市を5つの行政区に区画し、それぞれの区に区役所を設けることが決定された。

その際、「行政区設置に当たって実現すべき事項」として、平成24年4月から行政が主体となって（仮称）区バス（以下「区バス」という。）の運営ができるよう、本年度より地域の交通の利便性に応じた運行計画などを策定するための調査研究を行い、実施に向けた取組みを進めている。

【課題と方向性】

区バスの導入に当たっては、区割り後も、殆どの行政事務は従前と変わらず市役所で行うことが可能であるが、区役所で行う特定の業務については市民の利便性を確保する必要がある。

また、年間にどれ程の市民が区役所等※²への用件でバスを利用するのかといった需要の把握や、住民からの路線設置の要望にどこまで応じていくのかなど、収支のバランスや整備費用についても考慮する必要がある。

このようなことから、区役所へのアクセスはもとより交通不便地域の解消に向けた区バスは、既存バス路線の見直しによる「既存バス路線の活用」とそれを補完する「コミュニティ路線※³の新設」とする。

実際の路線の設定においては、より使い勝手のよい路線とするために、これまで、最寄りの区役所等へのアクセスが困難な地域の抽出し、その地域における需要などからモデル的な路線を設定した。今後、区バスの導入にあたっては、住民の意見を取り入れることが不可欠であることから、今回設定したモデル路線をたたき台としながら地域住民の意見を聴くなど、数値化できない事柄にも配慮し、利便性の高い区バス路線を設定していく。

※1 コミュニティバス等…熊本市地域公共交通総合連携計画のコミュニティバス等の導入方針に定めるもの。

※2 区役所等…4頁、行政バスの設置基準のB)に定めるもの。

※3 コミュニティ路線…4頁（イ）に定めるもの。

I 区バスの基本的な考え方

(ア) 既存バス路線を活用することを基本とし、それを補完するものとして(イ)コミュニティ路線((仮称)行政バス(以下「行政バス」という。))、(仮称)住民バス(以下「住民バス」という。))を新規に設置するものとする。

(ア) 既存バス路線の活用

既存バス路線とは、現在路線バス事業者が運行している路線で、都市圏のバス路線網の一部として機能することにより、その受益が市域の広範に及ぶもので、これを活用して区役所等へのアクセス改善を図るもの。

【考え方】

- ① 既存バス路線を活用するものは、系統の見直し及び新系統の設置とする。(一般系統※⁴を見直すものは一般系統、運行依頼系統※⁵を見直すものは運行依頼系統とし、実証運行の結果に基づき、新系統を含めて補助区分の見直しを行う。)
- ② 運行依頼系統の基準を満たさない路線は廃止することとするが、住民の要望により運行を継続させる場合は、コミュニティ路線としての運行を検討する。

※4 一般系統…事業者が自主的に運行している系統で、市が一定の基準に基づき赤字補填するもの。

※5 運行依頼系統…本市が運行を依頼した系統で、赤字全額を補填するもの。(廃止路線代替など)

(イ) コミュニティ路線（行政バス、住民バス）の新設

コミュニティ路線（行政バス、住民バス）は、「熊本市地域公共交通総合連携計画」において、路線バス網とは別に検討するとした地域の実情に併せた路線であり、受益が限定的な地域に新設する。

【考え方】

- ① 既存バス路線を補完するものとして、新規設置コミュニティ路線（行政バス、住民バス）を運行する。
- ② 行政バスは、地域住民の意見を踏まえ、行政が計画し、今後設定する運行継続の基準に基づき欠損額を100%補填するものとする。
- ③ 行政バスとともにバス路線を補完するものとして住民バスを設置する。
- ④ 平成23年度に計画するコミュニティ路線は、基本的に行政バスとして位置づけるが、導入後は、運行の状況によって、②の基準を充足し行政の負担のみで運行するものを行政バス、基準を満たさないが住民の要望により運行を継続する場合を住民バスとする。
- ⑤ コミュニティ路線の運行は受益が限定されることから、料金収入及び基準に基づく行政の負担で経費を賄えない場合は、受益者負担を求めるものとする。

行政バスの設置基準

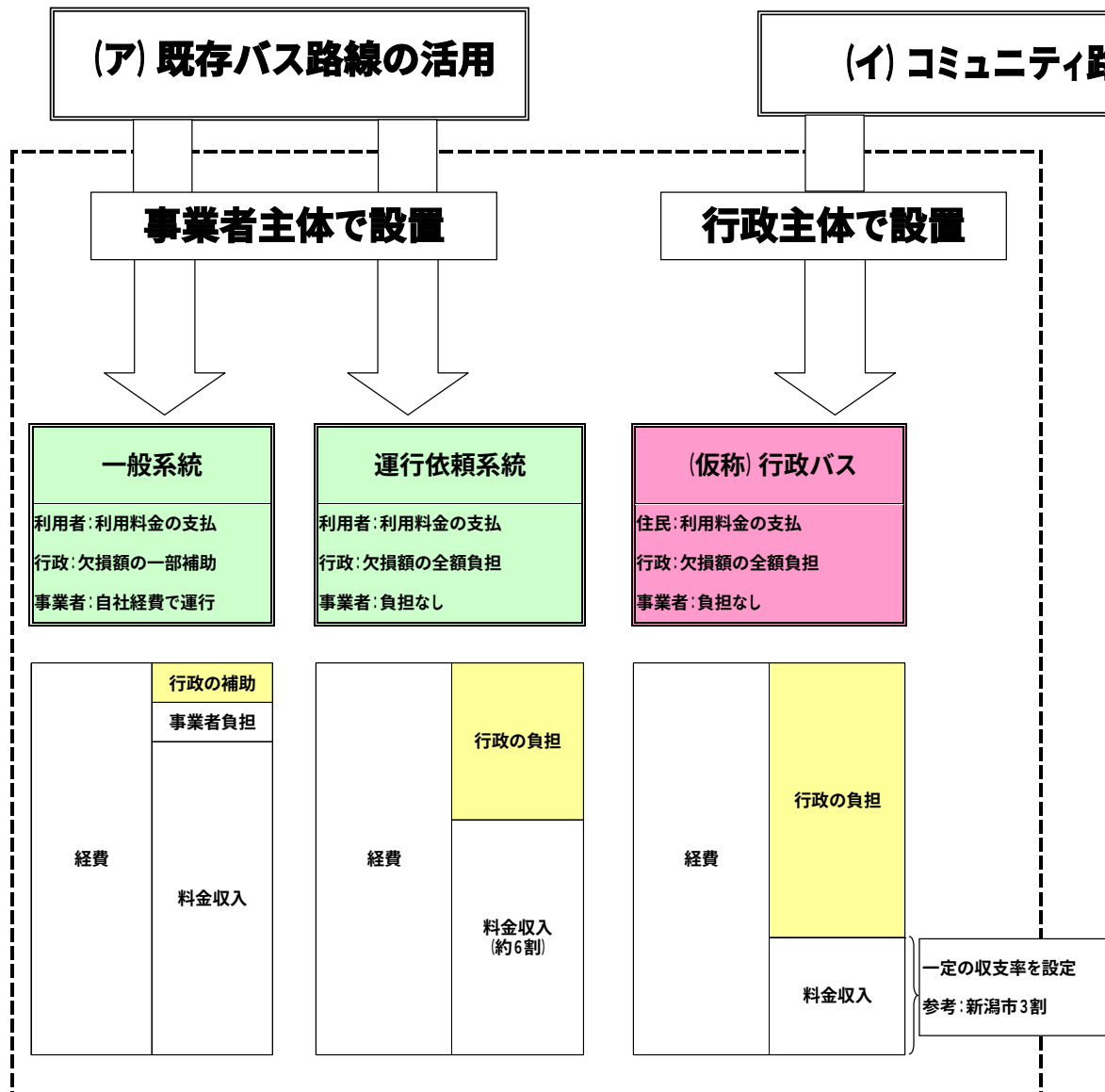
- A) 行政バスは、政令市移行に伴う区割によって、市民が住所を置く行政区の「一定の権限を有する市の行政機関」へのアクセスについて、地域住民の意見を踏まえ、行政が計画主体として設置する。
- B) 「一定の権限を有する市の行政機関」とは、区役所及び、区役所機能の殆どを成す事が可能な総合支所、拡充市民センター（以下「区役所等」という。）とする。
- C) 中央の区にあっては、熊本市の交通拠点である交通センターを擁し、区役所ともなる市役所へのアクセスは区割によっても変化しないことから、行政バスの検討は行わない。

- D) 既存路線が区役所等へアクセスしていない場合、新たに行政バスを運行するより効率化が図られる場合は、既存バス路線の新系統を設定する。
- E) 行政バスを新設する際は、導入基準に見合う需要が見込まれることが前提となるが、連携計画に定めるバス路線網再編案に繋げる必要もあることから、その路線は区役所等へ直接繋ぐもの、又は、九州新幹線全線開業後の鉄軌道ネットワーク等を踏まえた最寄りの乗換拠点（鉄軌道駅等）に繋ぐものとする。
- F) 政令市移行後、行政バス路線は、運行の状況に沿った見直し（系統、運行頻度、委託先など）を適宜行う。
- G) 見直しに当たり、行政バスの路線収支が一定の基準を下回り、見直し期間を経ても収支が改善されない場合、当該路線を行政バスとしては廃止し、受益者負担を求める住民バスとしての運行を検討する。

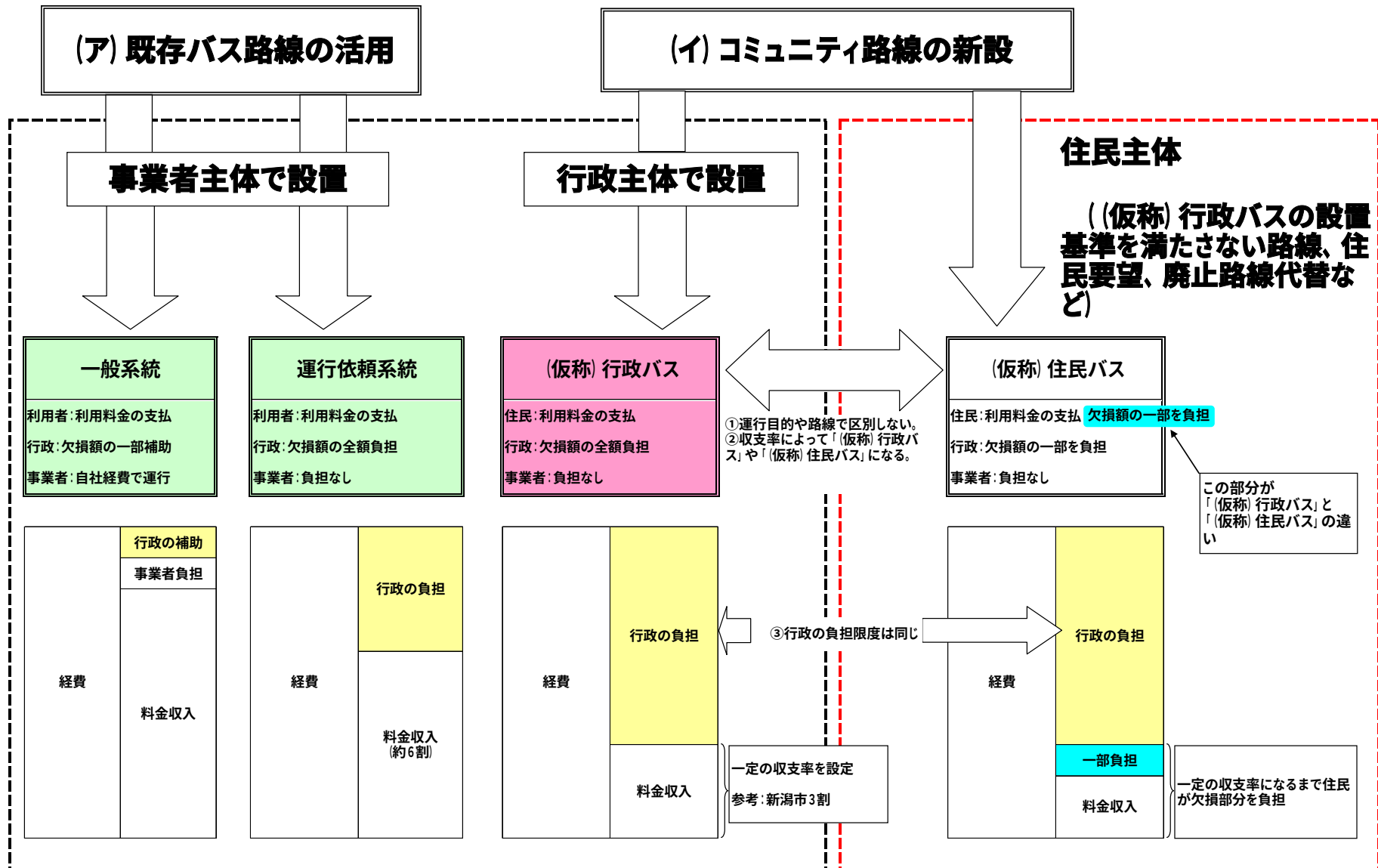
住民バスの設置基準

平成24年度のコミュニティ路線の導入時には、基本的に行政バスとして導入するが、行政バスの路線収支が一定の基準を下回り、見直し期間を経ても収支が改善されない場合、当該路線を行政バスとしては廃止する。但し、住民の運行継続の要望及び受益者負担が求められる場合には、住民バスとして運行する。

政令市移行時の「(仮称) 区バス」の類型化



運行検証（見直し）後の「(仮称) 区バス」の類型化



II 取組状況と今後のスケジュール

【取組状況】

区割りや区役所などの位置、既存バス路線網、さらにはアンケート調査等から、地域住民との協議のたたき台となる路線イメージを設定しており、まずは、バス事業者の実務レベルのワーキングを開催し、既存路線の活用の協議を行っている。

また、コミュニティ路線の設定については、地域住民との協議を重ねる中で、需要見込みや収支見込みなどの定量的な分析を行いながら路線を確定していく。

【今後の取り組み】

（運行路線設定に向けた地域住民との協議）

区バス路線の詳細な設定を始め、運行基準や運行計画の作成を行うに当たっては、地域住民の意見が重要となることから、例えば、校区単位、校区自治協議会単位など地域の実情に応じて協議を進める。

（実証運行期間・運行継続の基準の設定）

実証運行期間を設定するにあたっては、バス路線を継続するための路線の周知や利用者の定着に時間がかかることから、実証運行を一定期間行うこととし、その期間は、他都市の事例を参考にして設定する。

また、運行継続の基準の設定にあたっては、収支バランスなどにより路線の「継続」・「廃止」の判断をしなければならないため、他都市の状況や需要予測、住民との協議などから設定していく。

【全体スケジュール】

実施内容	実施時期			
	22年度	23年度	24年度	25年度以降
①運行計画案（運行路線、停留所、便数等）の策定	実施			
②運行の継続基準案（採算性、運行欠損補助）の策定	実施			
③導入スキーム案（運行形態、契約方式等）の策定	実施			
④地元との意見調整		実施		
⑤道路運送法に基づく手続き		実施		
⑥実証運行			実施	

【H22～23年度】

将来の区バスの整備のあり方等について検討を行い、整備手法や必要な経費を明確にする。
そのため、区バスの運行計画（案）を策定するとともに、運行の継続基準（案）や導入スキーム（案）もあわせて検討する。

①運行計画（案）の策定

（区バスの運行路線、停留所、便数、運賃、需要予測等の検討）

②運行の継続基準（案）の策定（採算性、運行欠損補助等）

③導入スキーム（案）の策定（運行形態、契約方式等）

④地元との意見調整を実施し、運行計画案に反映

⑤道路運送法に基づく「地域公共交通会議」を開催

【H24年度以降】

⑥区バスの実証運行開始

運行目標（収支率等）の達成を目指し、路線変更等を行い、実証運行を継続